

道の駅事業及び新町西道路整備等調査
特別委員会報告書

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会

令和2年2月28日

矢吹町議会議長 大木 義正 様

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会
委員長 角田 秀明

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会
調査について（報告）

第415回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査の経過について、会議規則第77条の規定により報告します。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会報告書

- 1 調査年月日 令和元年9月25日から令和2年2月17日まで
- 2 調査場所 矢吹町議会
- 3 付託案件名 道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の設置

4 調査にあたった委員

委員長	角田 秀明
副委員長 (小委員会委員長)	青山 英樹
委員	富永 創造
委員 (小委員会委員)	三村 正一
委員 (小委員会委員)	安井 敬博
委員 (小委員会委員)	加藤 宏樹
委員	薄葉 好弘 (R元. 11. 22 辞職)
委員	鈴木 一夫
委員	鈴木 隆司
委員	栗崎千代松
委員	熊田 宏
委員	吉田 伸
委員	藤井 精七

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 局長	梅原 喜美
議会事務局 副局長	加藤 晋一

6 調査の趣旨

道の駅事業及び新町西道路整備並びに一般社団法人まちづくり矢吹への支援事業について、特別委員会を設置し、今までの取組みを検証し、それぞれの事業が適切に執行されたかを確認する。

(1) 道の駅事業に関する事項

町から「道の駅やぶき地域協議会」への補助金について、その使途内容が適切であったかを検証する。

(2) 新町西道路整備に関する事項

大型商業施設出店のための政策的道路として整備されてきたが、整備の緊急性、事業費の推移が適切であったかを検証する。

(3) 一般社団法人 まちづくり矢吹に関する事項

一般社団法人 まちづくり矢吹の設立の経過及び令和元年10月1日から窓口業務等の民間委託を開始した経過を検証、確認する。

7 調査活動状況

	年 月 日	内 容
第1回	令和元年 9月25日	・正副委員長の互選
協議	令和元年10月 2日	・進め方等について委員長協議
協議	令和元年10月 7日	・進め方等について ・提出を求める書類について (正副委員長、三村委員)
第2回	令和元年10月15日	・進め方等について ・調査の趣旨策定 ・記録の写し及び関係資料の提出要求書について
要求	令和元年10月16日	・執行部へ「記録の写し及び関係資料の提出請求書」を提出
提出	令和元年10月31日	・上記資料の提出
協議	令和元年11月 5日	・進め方等について委員長協議
第3回	令和元年11月12日	・会議規則第70条に規定する小委員会の設置
要求	令和元年11月18日	・執行部へ事務検査実施のため「記録提出請求書」を提出
小委員会	令和元年11月19日	・提出された書類の事務検査を実施
要求	令和元年11月20日	・事務検査実施後に執行部へ「記録の写し及び関係資料の提出請求書」を提出
提出	令和元年11月28日	・上記資料の提出
小委員会	令和元年12月16日	・提出された書類の事務検査を実施
要求	令和元年12月16日	・執行部へ「記録の写し及び関係資料の提出請求書」を提出
提出	令和2年 1月16日	・上記資料の提出
第4回	令和2年 1月27日	・道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会の調査経費の追加に関する決議(案)について
小委員会	令和2年 1月29日	・提出された書類の事務検査を実施
第5回	令和2年 2月 5日	・提出された資料に基づく質疑 ・道の駅事業に関する事項について
第6回	令和2年 2月 7日	・提出された資料に基づく質疑

		<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 まちづくり矢吹に関する事項について ・新町西道路整備に関する事項について ・道の駅事業に関する事項について
第7回	令和2年 2月17日	・証人出頭要求書について

8 調査結果

調査の趣旨に基づき、道の駅事業及び新町西道路整備並びに一般社団法人まちづくり矢吹への支援事業について、7回の特別委員会と3回の小委員会を開催し、それぞれの事業が適切に執行されたかを調査した。

道の駅事業に関する事項については、
実証店舗等に係る人件費の積算に、地域の水準を超えるものが散見されるなど、事業費の積算、事業の結果及び成果物に関して疑問が残る内容であった。

新町西道路整備に関する事項については、
進出企業が見込めないなかで、住民が求めたエリア開発に結び付かず、道路だけが進捗する等、事業の必要性、継続性に疑問が残った。

一般社団法人 まちづくり矢吹に関する事項については、
設立の経過や業務委託のあり方等に疑義が残るので、会計年度任用職員制度への移行等、より良い雇用制度を目指すべきと考える。

また、提出された資料により、詳細な内容を確認することができたが、全般的にこれまでの議会への事業内容の説明が不足していたので、今後は、更なる情報の共有を図り、より良いまちづくりが行われるよう期待したい。

[資料]

令和2年2月25日

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会
委員長 角田 秀明 様

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会小委員

委員長 青山 英樹

委員 三村 正一

委員 安井 敬博

委員 加藤 宏樹

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会小委員会
調査報告書

令和元年11月12日に会議規則第70条により設置されました、道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会小委員会の調査の結果について、報告します。

道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会小委員会調査結果

道の駅事業に関する事項については、

- ① 道の駅やぶき地域協議会が株式会社流通研究所と随意契約をしているが、随意契約等の手段手法に疑問がある。結果として実証実験とはいえマルシェ等での物販実績での金額は低く、成果に満足できるものではない。
- ② 道の駅に関しては、主力商品としてどんなものを売りものとしていくのか、採算性を確保できるのか、ブランド化できるものは何か、集客力をどのようにして高めていけばよいのか、赤字とならずに黒字化できるのか、といった課題の抽出と同時に解決策を求めるものである。これらはなんら示されていない。
- ③ 成果物として、経営計画書、事業計画書がなく、連続性もない。
- ④ 常設店舗の設置というが、「期間限定の常設店舗」とはどういうことであるのか、契約違反なのに直視せずに継続契約をしている。
- ⑤ 道の駅で実験店舗の店長の日当の積算価格が8万円であった。これは異常に高額であり、妥当な価格の支払いとはいえない。
- ⑥ 結果として、補助金の消化に過ぎない事業展開であったのではないかとの疑義が残る。

新町西道路整備に関する事項については、

- ① 企業の進出計画があることを前提に新町西道路の必要性が議会に対し説明されてきたが、2つの企業に関しては進出計画書そのものがなかった。その後に進出が見込まれるとされた企業に関しても手書きの進出計画書であり、改めて提出された進出計画書では代表権のない役員個人の印鑑が押印されており、しかも会社設立の日付が記載されていない等ずさんなものであった。これをもって確たる進出計画が示されたものとは判断しがたい。
- ② 当調査特別委員会における前担当課長の答弁において、当初来からの企業が進出するという西道路整備の前提条件が、新町エリア地権者の要望であったと答弁が変遷した。信ぴょう性にかける理由である。
- ③ 平成18年に、新町西道路路線に係る地権者が6人連番でこの路線どおりに土地の分筆をしている。前町長もそのうちの一人であり、結果として進出企業がなかった事実のもとに道路を新設した行為は、地権者への便宜供与との判断となる。尚、担当課長の答弁にも、結果的に企業の進出がなかったことでそのように判断され得る旨の答弁があった。便宜供与の疑いが払拭できない。

- ④ 更に新町西道路の県道棚倉・矢吹線との交差点の取付け口に関して、白河警察署との道路取付けの協議において、4号線からの100m、80mの距離でのシミュレーションが示されている。結果として完成した現在の取付け口より東側となるあゆり大橋に近い位置となるが、いずれも取付け口付近から急カーブの路線を描いて現存する路線で再び急カーブでつなぎ、上記地権者が分筆した路線上を道路がなぞって完成している。明らかに地権者が平成18年に分筆した土地を基盤として道路を通して意図的であることは否めない。
- ⑤ 新町西地域のエリア開発が目的とされていたが、開発の青写真も示されることなく、道路のみが出来た。これにより土地の価値が上がり、地権者への便宜供与に疑いの余地はない。
- ⑥ 上下水道の整備は、本来受益者負担であるべきところ、先行投資となっており、便宜供与の域は逃れられない。

一般社団法人 まちづくり矢吹に関する事項については、

- ① 地方自治法第180条の5の規定に「就任の制限」規定があり、教育委員会の委員はまちづくり矢吹の役員（監査役）に就任することはできない。
- ② 理事構成が、矢吹町関係者である役場職員1名であるため、矢吹町の支配権が及ばない危険性がある。
- ③ 役場職員である雇用労政監がまちづくり矢吹の理事となっていて、業務発注側と請負側の1人2役となっている。一方の利益を高めると他方が損をするという利益相反取引が懸念される。
- ④ 静岡県自治体労働組合総連合顧問弁護団が『島田市「包括業務委託」問題についての意見書』で、偽装請負の可能性等について指摘しているとおり、当町での業務委託にも、学校支援員など、島田市の事例にあてはまるものがあり、偽装請負が発生する可能性が否定できない。これを回避するためには、まちづくり矢吹からそれぞれの職場（学校、放課後児童クラブ、役場窓口など）に従業員を監督する管理職を配置することが望まれるがそうになっていない。

調査内容が膨大であり、台風19号の復旧対応や町長選挙とも重なり、関係部署に求めた説明資料の提出にも時間を要したため、調査は完結していない。次期議会に対して、引き続き特別委員会を設置し調査を続行することを託したい。なお違法性のある事案については速やかに是正することを町に対して求める。